

〔資料〕

## 資料目次

資料 1-①	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの概要	25
資料 1-②	家畜伝染病発生時における殺処分作業の流れ（例）	26
資料 1-③	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に係る自衛隊災害派遣の概要（例）	27
資料 2-①	自衛隊派遣の要請手続について都道府県が定めている指針等の例	28
資料 2-②	家畜の殺処分に関する動員計画の例	30
資料 2-③	市町村の防疫措置への動員について定めている例（宮崎県）	31
資料 2-④	自衛隊が行う作業内容について都道府県が定めている例	32
資料 2-⑤	自衛隊の派遣要請文書に依頼作業を明記している例（千葉県）	33
資料 3-①	「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第2報）」（令和3年9月2日付け3消安第3079号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（抜粋）	36

資料 1-① 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの概要

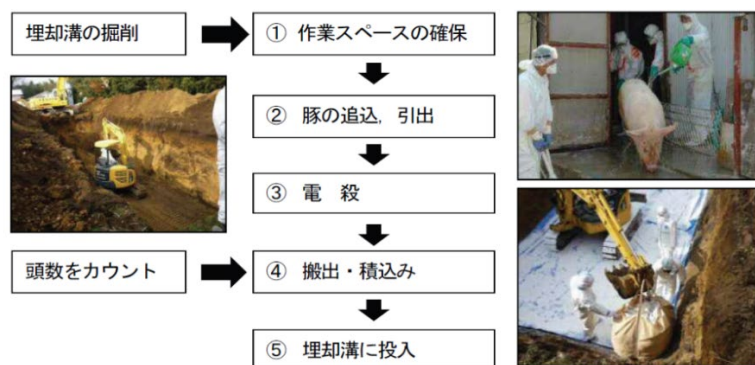
疾病名	概要
豚熱	<p>CSF ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴</p> <p>感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排せつし、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大</p> <p>治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法で家畜伝染病に指定</p> <p>世界各国に分布しているが、北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成</p>
高病原性鳥インフルエンザ	<p>A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気に感染するA型インフルエンザウイルスをまとめて鳥インフルエンザウイルスといい、家畜伝染病予防法では、鳥インフルエンザを家きん（ニワトリ、七面鳥等）に対する病原性やウイルスの型によって、「高病原性鳥インフルエンザ」、「低病原性鳥インフルエンザ」などに区別される。</p> <p>家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生すると、その多くが死亡する。一方、家きんで低病原性鳥インフルエンザが発生すると、症状が出ない場合もあれば、せきや粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。</p>

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 1-② 家畜伝染病発生時における殺処分作業の流れ（例）

【豚熱】

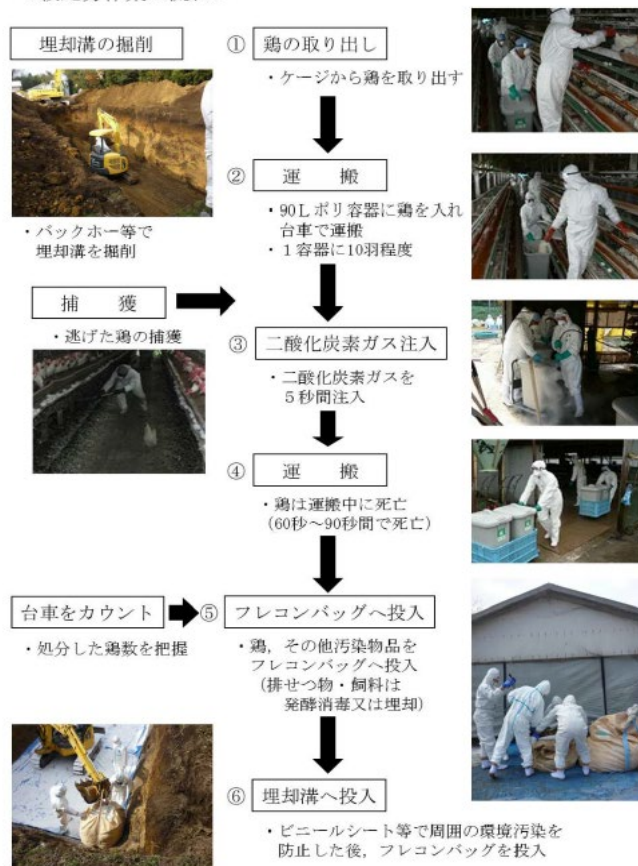
「鹿児島県豚熱（CSF）防疫対策マニュアル」（令和2年4月）（抜粋）



【高病原性鳥インフルエンザ】

「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」（令和3年3月）（抜粋）

<殺処分作業の流れ>



(注) 豚熱の電殺については、獣医師が行う（自衛隊が派遣された場合も行わない。）。

### 資料 1-③ 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に係る自衛隊災害派遣の概要 (例)

(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、今後変更される可能性があります。

#### 栃木県那須塩原市における豚熱(CSF)発生に係る災害派遣について

令和3年4月20日  
防衛省

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月16日(金)、栃木県那須塩原市に所在する養豚農場2カ所(農場飼養頭数:約28,000頭)において豚熱(CSF)の疑いが発生し、17日(土)に検査を実施した結果、豚熱(CSF)陽性判定(疫学関連農場1カ所(殺処分対象:約9,000頭))。</li> <li>○ 4月17日(土)1800、栃木県知事から陸上自衛隊第12特科隊長(宇都宮駐屯地)に対し、豚の殺処分等の支援に係る災害派遣を要請、同時刻受理。</li> <li>○ 4月18日(日)0200、第12特科隊(宇都宮駐屯地)を基幹とする部隊が現場において活動を開始。</li> <li>○ 栃木県から要請を受けていた全ての作業が終了し、じ後の防疫措置は自治体のみで対応可能となったことから、4月20日(火)1300、栃木県知事から陸上自衛隊第12特科隊長に対して災害派遣撤収要請があり、活動を終了。</li> </ul>
活動部隊	陸上自衛隊 第12特科隊(宇都宮駐屯地)
活動態勢	約200名態勢(第12特科隊を基幹とする3個対処部隊(各隊約60名)を編成し、6時間ローテーションにより24時間態勢で対応 ※後方支援要員等を含む)
活動内容	豚舎内における豚の追い込み作業、殺処分した豚の積載等



【参考】今回の活動の様子



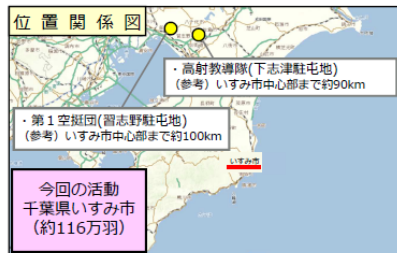
(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、今後変更される可能性があります。

#### 千葉県における鳥インフルエンザ発生に係る災害派遣について

令和2年12月31日  
防衛省

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月23日(水)、千葉県いすみ市に所在する養鶏場(約116万羽)において鳥インフルエンザの疑いが発生。24日(木)、検査の結果、鳥インフルエンザ陽性が確定。</li> <li>○ 24日(木)1000、千葉県知事から陸上自衛隊第1空挺団長(習志野駐屯地)に対し、鶏の殺処分等の支援に係る災害派遣を要請。</li> <li>○ 24日(木)1738以降、第1空挺団(習志野駐屯地)及び高射教導隊(下志津駐屯地)を基幹とする対処部隊が殺処分等を開始。</li> <li>○ 31日(木)1200、自衛隊に割り当てられた殺処分が完了し、じ後の防疫措置は自治体のみで対応可能となったことから、千葉県知事から陸上自衛隊第1空挺団長(習志野駐屯地)に対して災害派遣撤収要請があり、活動を終了。</li> </ul>
活動部隊	○ 陸上自衛隊第1空挺団(習志野駐屯地)、高射教導隊(下志津駐屯地)等
活動態勢	○ 約650名態勢(第1空挺団及び高射教導隊を基幹とする合計8個対処部隊(各隊約50名)を編成し、ローテーション勤務による24時間態勢で対応) ※後方支援要員を含む
活動内容	○ 養鶏場内における鶏の殺処分等



【参考】今回の活動の様子



(注) 防衛省資料による。

## 資料 2-① 自衛隊派遣の要請手続について都道府県が定めている指針等の例

「栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル」（平成 31 年 2 月）（抜粋）

（県対策本部：総括班）調整グループ業務マニュアル

第 1 段階 異常家さんの発見の届出（第 1 報）

### 2 情報伝達

畜産振興課企画経営担当は、異常家さんの届出があった農場の情報を家畜衛生担当から提供を受け、農政課、保健福祉課、健康増進課、生活衛生課及び危機管理課へ緊急連絡第 1 報により連絡する。

なお、危機管理課へは、自衛隊宇都宮駐屯地への情報伝達を依頼する。

第 2 段階 農場簡易検査（第 2 報）

### 6 自衛隊派遣の連絡調整依頼

当該農場の飼養規模が大きいなど、24 時間以内の殺処分が県で対応できないと想定される場合は、危機管理課へ自衛隊派遣の連絡調整（リエゾン派遣調整）依頼を行う。

なお、飼養規模が大きくない場合であっても危機管理課をとおして、自衛隊宇都宮駐屯地へ情報提供する。

自衛隊派遣依頼については、動物衛生課と事前に協議（家畜衛生担当）した上で行うこととし、派遣依頼する際には、農政課へその旨報告する。

第 3 段階 県央家保簡易検査（第 3 報）

### 6 県対策本部の設置準備及び会議開催準備

県対策本部会議設置場所の設営及び会議開催の準備を行う。

#### 【主な会議内容】

○本部会議第 1 回は以下の項目について協議し、2 回目以降は必要事項について協議を行う。

- ・自衛隊派遣要請の決定（大規模農場等で発生した場合）

（県対策本部：家さん防疫対策班）防疫指導グループ業務マニュアル

第 2 段階 農場簡易検査（第 2 報）

### 1 第 2 報の連絡、共有

#### (2) 動物衛生課への報告

ア 自衛隊の派遣について協議（当該農場の飼養規模による）

※ 危機管理課との調整は、企画経営担当が行う。

第 3 段階 県央家保簡易検査（第 3 報）

### 1 情報の連絡、共有

#### (3) 自衛隊宇都宮駐屯地

宇都宮駐屯地から派遣された連絡調整員（リエゾン）と防疫作業計画、想定作業、集合施設現場リーダー、防疫対応 G L、農場 T L の連絡先の情報を提供する。

第 4 段階 病性の判定（疑似患畜の確認）（第 4 報）

### 2 自衛隊の派遣要請（必要に応じて）

宇都宮駐屯地から派遣された連絡調整員（リエゾン）をとおして要請するとともに、危機管理課へ報告する（自衛隊派遣要請の手続き等については、リエゾンと調整）。

(注) 下線部は、当省が付した。

「鹿児島県 CSF 及び ASF 防疫対策時の自衛隊災害派遣対応要領」（令和 2 年 3 月）（抜粋）

2 派遣要請

(2) 要請手続

ウ 要請手順

(7) 情報提供

a 異常家畜の届出を受け、家畜保健衛生所が実施する抗原検査、抗体検査で陽性が確認された場合には、県は自衛隊に速やかに情報を提供する。

b 県から自衛隊への情報提供については、畜産課と調整の上、危機管理課が実施する。

(4) 協議

a 要請基準に該当する場合には、CSF 等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、CSF に関する特定家畜伝染病防疫指針第 6 の 4（2）の規定による自衛隊の派遣要請の実施について、農林水産省消費・安全局動物衛生課と協議の上、派遣に係る期間、区域、規模及び活動内容（殺処分、清掃・消毒、埋却等。以下同じ。）等について、自衛隊と協議を開始する。

b 農林水産省消費・安全局動物衛生課との協議については、畜産課が実施し、自衛隊との協議については、畜産課と調整の上、危機管理課が実施する。

(7) 要請

a 協議の結果、自衛隊の派遣が必要と判断された場合には、知事は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、災害派遣を要請する。

b 災害派遣の要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

(a) 派遣理由

(b) 派遣に係る期間、区域、規模及び活動内容

(c) その他参考となるべき事項

c 災害派遣の要請については、文書により行い、危機管理課が担当する。

3 派遣要請後の調整

(1) 県対策本部

ア 県対策本部は、自衛隊が円滑に活動できるように、CSF、又は ASF が発生した市町村等との業務分担及びその他必要な事項について調整する。

イ 県対策本部における自衛隊との調整については、畜産課が実施し、危機管理課は当該調整を支援する。

ウ 県対策本部に自衛隊連絡員が派遣される場合には、畜産課は、活動場所として会議室等を確保し、危機管理課は宿泊場所を確保する。

(2) 現地対策本部

ア 現地対策本部は、現地において自衛隊が円滑に活動できるように、具体的な活動内容等について調整する。

イ 現地対策本部における自衛隊との調整については、畜産課が実施する。

ウ 現地対策本部は、現地の庁舎内等に自衛隊の現地連絡所を設置する。

エ 現地対策本部は、要員の中から、派遣部隊との連絡を担当する者を指名し、派遣部隊が到着後直ちに活動を開始できるよう準備するとともに、派遣部隊の長及び自衛隊連絡員と次の事項について調整する。

(ア) 活動に関する事項 活動内容、活動内容毎に必要な人員、活動時期、活動場所、移動手段、移動時刻及び移動経路

(イ)～(エ) (略)

(注) 下線部は、当省が付した。

資料 2-② 家畜の殺処分に関する動員計画の例

「香川県鳥インフルエンザ動員計画」 (抜粋)

月日	班	作業時間	業務	〇〇町〇〇農場											計	早 殺 医 師	300,000					羽		
				採卵鶏													産卵鶏							
				人数													産卵							
				獣 医	農 水	他	自 衛 隊	市 町	農 政 局	産 卵 協 会	ベ ス ト	J A	リ ン ク	計			産 卵	埋 却	焼 却	卵	工 サ		屠 畜	
1	O/O(O)	6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180	3	4%						
O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30				2	4	180	3	8%							
	2班	13-17	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30				2	4	180		12%		4%					
	3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		16%							
	4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		20%							
	5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		24%							
	6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		28%							
O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30				2	4	180	3	32%							
	2班	13-17	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30				2	4	180		36%		8%					
	3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		40%							
	4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		44%							
	5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		48%							
	6班	5-9	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2		230		52%		5%					
O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2	4	230	3	56%	10%						
	2班	13-17	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2	4	230		60%	15%	13%					
	3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		64%							
	4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		68%							
	5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		72%							
	6班	5-9	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2		230		76%		20%					
O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2		230	3	80%	25%						
	2班	13-17	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2		230		84%	30%	17%					
	3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		88%							
	4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		92%							
	5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30				2		180		96%							
	6班	5-9	殺処分・ 殺出	4	10	40	80	20	30	50			2		230		100%	35%						
O/O(O)	1班	9-13	殺出・卵 殺出	4	10	40		20	30	50			2		150	3		40%		10%	10%			
	2班	13-17	殺出・卵 殺出	4	10	40		20	30	50			2		150		45%	21%	20%	20%				
	3班	17-21											2		0									
	4班	21-1											2		0									
	5班	1-5											2		0									
	6班	5-9	殺出・卵 殺出		10	10		10	10	50			2		90		50%		30%	30%				
O/O(O)	1班	9-13	殺出・卵 殺出・卵 殺出		10	10		10	10	50			2	4	90	3	55%		40%	40%				
	2班	13-17	殺出・卵 殺出		10	10		10	10	50			2	4	90		60%	25%	50%	50%				
	3班	17-21											2		0									



資料 2-③ 市町村の防疫措置への動員について定めている例（宮崎県）

<p>「宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」 （平成 27 年 11 月最終改正）（抜粋）</p>	<p>第 4 章 防疫措置 第 4 病性決定時の措置 3 発生市町村の対応 (1) 病性決定時、直ちに市町村長を本部長とする市町村対策本部を設置するとともに、県の現地対策本部と十分連携しながら、円滑な防疫措置を実施する。 (2) ～ (12) (略) (13) 人員の確保 防疫措置及び発生状況・清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の人員の確保を行う。 (14) (略)</p>
<p>「宮崎市家畜伝染病防疫マニュアル」 （令和 3 年 4 月）（抜粋）</p>	<p>2 防疫対策の概要 (2) 発生時の対応 万が一に備え、円滑な防疫措置を講じることができるよう、日頃から防疫会議の開催及び発生を想定した通報・連絡体制の確認、防疫演習等を実施し、危機管理体制の構築に努める必要がある。市の業務は、主に県の対策本部と連携を密にとりながらの作業となる。 (3) 発生レベルと対応 4) 〈レベル 4〉：市内または近隣市町における発生時・・・『非常態勢』 発生状況や防疫措置の徹底について、関係する農家や団体等に速やかに文書を配布するとともに、ホームページの開設や相談窓口の設置、市民や観光客等への情報提供に努め、議員や農業委員へ FAX により情報提供を行う。 また、庁内においては、情報の収集・分析等を円滑に実施するため、市長を本部長とする対策本部と事務を補完するため、現地対策本部を設置し、県の対策本部との連携の下、宮崎市家畜伝染病防疫マニュアルに基づき、円滑な防疫対策を行うものとする。</p> <p>3 家畜伝染病防疫体制措置の概要（時系列） (8) その他 1) 総務班 県職員が行う殺処分作業については、県内で連続して発生した場合や飼養規模が大きい農場の場合等に、作業員不足が生じ、市に動員要請があることも考えられるため、人員確保について検討しておく必要がある。 また、万が一に備えて、市における殺処分・埋却作業に対する体制を整えておく必要がある。</p>


資料 2-④ 自衛隊が行う作業内容について都道府県が定めている例

<p>「愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱」 (令和3年4月) (抜粋)</p>	<p>第3章 各班共通事項 第4 自衛隊派遣時の防疫対応 8 防疫措置 (4) 作業内容 自衛隊と県の作業は、基本的に農場や畜舎ごとに分担する。そのため、防疫計画と農場図面とで家きん舎番号を統一して割り振る。防疫作業中の自衛隊との調整は、防災安全局職員、情報総括員(県・現地派遣)及び防疫計画推進班発生農場担当(地域)の総括G長(以下、総括G長)が行う。</p>
<p>「富山県高病原性鳥インフルエンザの防疫体制について」 (関係機関との調整方法： H30.3月現在) (抜粋)</p>	<p>13 自衛隊の派遣要請について ・自衛隊は指揮官の命令で作業を行うため、<u>鶏舎単位で業務をまかせること。</u> (略) ・早期に業務を完了するため、4時間ごとに<u>作業進捗の相互確認に基づく役割分担の変更についての現地調整会議を開催する</u>(自衛隊が作業遅延へ協力)。</p>

(注) 下線部は、当省が付した。


資料 2-⑤ 自衛隊の派遣要請文書に依頼作業を明記している例（千葉県）

派遣要請文書（千葉県）



危第 9 8 7 号  
令和 3 年 2 月 6 日

陸上自衛隊第 1 空挺団長 様

千葉県知事 鈴木 栄 治 

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定により下記のとおり派遣要請  
します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (1) 災害の状況  
旭市内の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生したもの。
  - (2) 派遣を要請する事由  
高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止のため、鶏の殺処分を速やかに行う必要があるため。
- 2 派遣を希望する期間  
令和 3 年 2 月 6 日午前 10 時 15 分から殺処分が終了するまでの間。
- 3 活動を希望する区域及び活動内容
  - (1) 活動希望区域  
旭市内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された養鶏場及びその周辺。
  - (2) 活動内容  
鶏の殺処分。
- 4 その他参考となるべき事項  
別添、資料のとおり。

## 鳥インフルエンザの対応に係る県及び自衛隊の業務区分

### 1 目的

██████████で発生した鳥インフルエンザへの対応に当たり、県民の安全に影響があり、かつ緊急性のある殺処分に係る作業について千葉県が主体となって実施し、自衛隊は、本来任務に支障のない範囲でこれに協力することを明らかにする。

### 2 体制

#### ○ 県

- ・ 県が全力で対応しても能力が不足するため、国の機関である自衛隊が協力しているとの観点から、県警察、国・他県、市町の職員等の支援を得て、千葉県庁の全庁を挙げた対応を行う。
- ・ 現地対策本部をサブステーション（海上公民館）に設置し、全般統制を行うとともに県の対応要領について意思決定可能な責任ある立場の者をこれに常駐させる。

#### ○ 自衛隊

本来任務に支障のない範囲で協力体制をとるものとし、細部は第1空挺団長の計画による。

### 3 作業要領

#### ○ 県

- ・ 匝瑳市における防疫作業を終了したのち、ただちに殺処分に着手する。（8日見込）
- ・ 現地対策本部に責任ある立場の県職員を配置するとともに、日々の作業に当たっては、農場リーダーが鶏舎内で具体的に指示を実施する。
- ・ 作業間は、鶏舎内において常時作業監督を行い、作業終了後は、点検を実施する。
- ・ 作業に必要な資材等を準備する。
- ・ 鶏舎のファンコントロールを適切に実施し、活動人員の作業効率の増大及び異臭による人員への負荷軽減に努める。

#### ○ 自衛隊

- ・ 疑似患畜発生鶏舎（1-B鶏舎：140,240羽）を担当し、殺処分終了後、派遣任務を終了する。
- ・ 作業開始に当たっては、必ず鶏舎内において県職員から指示を受け、作業中の現場指導や、作業終了後の現場確認も県職員から受ける。
- ・ 自衛隊の装備、私物品等は、現場に持ち込まない。

#### 4 後方支援

県は、隊員に対する医療体制を整備する。特にタミフルは、県が用意し、隊員が服用できるようにする。

#### 5 報道

風評被害防止のため、令和2年12月、令和3年1月の災害派遣同様、積極的な報道は控え、自衛隊の派遣規模に関して公開しない。

#### 6 教訓収集

県は、活動の細部を把握し、家畜伝染病対策に係る県としての意見を取り纏め、主体的に鳥インフルエンザ対策を具体化し、問題解決に取り組む。

(注) 千葉県資料による。

資料 3-① 「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第 2 報）」（令和 3 年 9 月 2 日付け 3 消安第 3079 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）  
（抜粋）

都道府県は、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案並びに特定家畜伝染病防疫指針及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案に基づく以下の取組を行う。なお、取組の実施スケジュールについては、参考 1 を参考にされたい。

1 都道府県における動員計画及び調達計画の策定及び大規模農場における対応計画の策定

(1) 特定家畜伝染病防疫指針一部変更案（別添 1）に基づき、動員計画及び調達計画（参考 2（様式例））を策定し、10 月 1 日までに提出すること。

別添 1 （略）

参考 1 （略）

(注) 下線部は、当省が付した。

参考2 (様式例)

〇〇県動員計画

・県下最大の飼養頭数であるAB農場(採卵鶏50万羽、5鶏舎、敷地外に埋却)を想定した動員計画は、下表のとおり。  
 ・殺処分完了までの目安時間は、肉用鶏:5~10万羽で24h、採卵鶏:3~6万羽で24hを参考に防疫措置完了まで1日最大〇人、10日間延べ〇人を見込む。  
 ・なお、他の農場については、各対応計画を踏まえ、下表から余剰人員を削って動員計画を作成する予定。

1 動員数

動員日	動員場所	発生農場					埋却				集合施設			消毒ポイント		計	
		総括	作業リーダー(獣医師等)	作業	オペレーター	仮設テント作業	総括	作業リーダー	作業	オペレーター	総括	作業リーダー	作業	作業リーダー	作業		
1日目	必要人数	16	12	360		20											
	県農政部																
	県家保																
	県他部局																
	市町村																
	県獣医師会																
	農政局																
	県外・国																
	畜産関係団体																
	その他団体																
民間																	
2日目	必要人数																
	県農政部																
	県家保																
	県他部局																
	市町村																
	県獣医師会																
	農政局																
	県外・国																
	畜産関係団体																
	その他団体																
民間																	
3日目	必要人数																
	県農政部																
	県家保																
	県他部局																
	市町村																
	県獣医師会																
	農政局																
	県外・国																
	畜産関係団体																
	その他団体																
民間																	
4日目	必要人数																
	県農政部																
	県家保																
	県他部局																
	市町村																
	県獣医師会																
	農政局																
	県外・国																
	畜産関係団体																
	その他団体																
民間																	
延べ人数																	

※やむを得ず自衛隊の動員が必要と判断した場合は、その理由と具体的な作業内容を記載すること。

自衛隊の動員数
1日目
2日目
計